

生ごみ処理容器の購入費用の一部を補助します！

申請の受付は先着順です。
予定した補助金の額に達した場合は申請の受付を終了します。

家庭でできる身近なリサイクル・・・

家庭で毎日のように出る生ごみ。皆さんはお困りではないですか？

家庭から出る生ごみの多くは、たくさんの水分を含んでいて、水を切るだけでかなり軽くなります。そして、生ごみ処理機やコンポストを使うことで、もっと可燃ごみの排出量の軽量ができたり、堆肥化することでリサイクルにもなります。

家庭での生ごみの減量に取り組んでいただける方のために、購入した生ごみ処理容器等（電動式含む）又は発酵促進剤の購入費用の一部を助成いたします。

是非ご家庭から、生ごみの減量化にご協力ください。

【対象者】

- 市内に住所を有し、かつ、居住している方
- 生ごみ処理容器等で生ごみを堆肥化したものを自家処理できる方
- 市税等を滞納していない方
- 当該補助金の交付を受けたことがない、又は交付から5年を経過している方（発酵促進剤は除く）



【対象となる機器（年度内に購入した物）】

- 電動式生ごみ処理機** 電気による温風で生ごみの水分を除去する機器又は攪拌や加湿などにより微生物の活性を促して生ごみを分解させる機器で、生ごみの減量化、堆肥化させる機器
- 生ごみ処理容器** 土中の微生物又は特殊菌等の活動を利用することによって生ごみを発酵分解させる機器で、生ごみの減量化、堆肥化させる機器（コンポストなど）
- 発酵促進剤** 有用微生物群（EM菌）を培養した土壌改良剤等で、生ごみ処理容器等に使用するもの

【補助金額】

- 電動式生ごみ処理容器** 購入費用の2分の1に相当する額で15,000円を限度とします。（1世帯当たり1基まで）
 - 生ごみ処理容器** 1基につき3,000円を限度とします。（1世帯当たり2基まで）
 - 発酵促進剤** 購入価格の2分の1に相当する額で2,000円を限度とします。
- ※100円未満切捨て

【申請方法】

- 市役所環境市民協働課にある申請用紙に記入、押印のうえ商品がわかる領収書※（レシート不可）を添付し環境市民協働課まで提出してください。
- ※領収書としての必須項目（宛名、金額、日付、販売店名等）が記載されていないものは無効です。事前に販売店に発行できるかご確認ください。

問い合わせ先
高萩市環境市民協働課
電話番号 23-7031（直通）